



電気需給約款[特別高圧・高圧]等以外の供給条件 (契約期間の終期等についての取扱い)

2023年10月1日実施

料金その他の供給条件の内容

1 適用

この供給条件は、電気需給約款 [高圧]、業務用電力2型約款 [高圧]、業務用季節別時間帯別電力2型約款 [高圧]、業務用休日高負荷電力約款 [高圧]、業務用休日高負荷電力2型約款 [高圧]、高圧電力2型約款 [高圧]、高圧季節別時間帯別電力2型約款 [高圧]、高圧休日高負荷電力約款 [高圧]、高圧休日高負荷電力2型約款 [高圧]、農事用電力約款 [高圧]、深夜電力約款 [高圧]、業務用電化厨房契約約款 [高圧]、業務用空調システム契約約款 [高圧]、業務用オール電化契約約款 [高圧]、業務用蓄熱調整契約約款 [高圧]、産業用蓄熱調整契約約款 [高圧]、蓄熱調整契約 [L S] 約款、電化厨房契約 [L S] 約款、オール電化契約 [L S] 約款、オール電化契約 [P S] 約款、電気需給約款 [特別高圧]、休日高稼働契約A約款 [特別高圧]、休日高稼働契約B約款 [特別高圧]、特別高圧農事用電力約款 [特別高圧]、電化厨房契約約款 [特別高圧]、空調システム契約約款 [特別高圧]、蓄熱調整契約A約款 [特別高圧]、蓄熱調整契約B約款 [特別高圧]、オール電化契約要綱、蓄熱調整契約 [P S] 約款、電化厨房契約 [P S] 約款、市場ハイブリッドプラン要綱または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）（以下「当社が定める約款等」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 契約期間の終期についての取扱い

- (1) 当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客さまの契約期間の終期は、電気需給約款 [高圧] の臨時電力または電気需給約款 [特別高圧] の特別高圧臨時電力の場合を除き、電気需給約款 [高圧] 7（需給契約の成立および契約期間）(2)イ、業務用電力2型約款 [高圧] 6（契約期間）(1)、業務用季節別時間帯別電力2型約款 [高圧] 6（契約期間）(1)、業務用休日高負荷電力約款 [高圧] 7（契約期間）(1)、業務用休日高負荷電力2型約款 [高圧] 7（契約期間）(1)、高圧電力2型約款 [高圧] 4（契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金その他の供給条件）(4)

イもしくは5（契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧電力A 2型〕）(4)イ，高圧季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕4（契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金その他の供給条件）(4)イもしくは5（契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧季節別時間帯別電力A 2型〕）(4)イ，高圧休日高負荷電力約款〔高圧〕4（契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金その他の供給条件）(5)イもしくは5（契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧休日高負荷電力A〕）(5)イ，高圧休日高負荷電力2型約款〔高圧〕4（契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金その他の供給条件）(5)イもしくは5（契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧休日高負荷電力A 2型〕）(5)イ，業務用電化厨房契約約款〔高圧〕3（契約期間）(1)，業務用空調システム契約約款〔高圧〕3（契約期間）(1)，業務用オール電化契約約款〔高圧〕3（契約期間）(1)，業務用蓄熱調整契約約款〔高圧〕4（契約期間）(1)，産業用蓄熱調整契約約款〔高圧〕4（契約期間）(1)，蓄熱調整契約〔L S〕約款4（契約期間）(1)，電化厨房契約〔L S〕約款3（契約期間）(1)，オール電化契約〔L S〕約款3（契約期間）(1)，オール電化契約〔P S〕約款3（契約期間）(1)，電気需給約款〔特別高圧〕7（需給契約の成立および契約期間）(2)イ，休日高稼働契約A約款〔特別高圧〕3（契約期間）(1)，休日高稼働契約B約款〔特別高圧〕3（契約期間）(1)，電化厨房契約約款〔特別高圧〕3（契約期間）(1)，空調システム契約約款〔特別高圧〕3（契約期間）(1)，蓄熱調整契約A約款〔特別高圧〕4（契約期間）(1)，蓄熱調整契約B約款〔特別高圧〕4（契約期間）(1)，オール電化契約要綱3（契約期間）(1)，蓄熱調整契約〔P S〕約款4（契約期間）(1)，電化厨房契約〔P S〕約款3（契約期間）(1)，市場ハイブリッドプラン要綱4（契約期間）(1)または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）4（契約期間）(1)にかかわらず，料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日といたします。ただし，この供給条件実施の際現に当社が定める約款等にもとづく契約期間中のお客さまの当該契約期間の終期は，従前

のとおりといたします。

- (2) 市場ハイブリッドプラン要綱または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）にもとづき電気の供給を受けるお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

また、市場ハイブリッドプラン要綱7（料金）(2)または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）6（料金）(2)の市場価格調整額は、市場ハイブリッドプラン要綱7（料金）(2)または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）6（料金）(2)にかかわらず、料金適用開始の日を含む月の料金についても、当該月の前月の契約電力、使用電力量にもとづき適用いたします。

3 契約の成立についての取扱い

- (1) 需給契約の成立に関して、電気需給約款〔高圧〕、業務用電力2型約款〔高圧〕、業務用季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕、業務用休日高負荷電力約款〔高圧〕、業務用休日高負荷電力2型約款〔高圧〕、高圧電力2型約款〔高圧〕、高圧季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕、高圧休日高負荷電力約款〔高圧〕、高圧休日高負荷電力2型約款〔高圧〕、農事用電力約款〔高圧〕、深夜電力約款〔高圧〕、電気需給約款〔特別高圧〕、休日高稼働契約A約款〔特別高圧〕、休日高稼働契約B約款〔特別高圧〕、特別高圧農事用電力約款〔特別高圧〕、市場ハイブリッドプラン要綱または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）の申込みに対して当社が供給の意思表示を行なったときとは、電気需給約款〔高圧〕7（需給契約の成立および契約期間）(1)または電気需給約款〔特別高圧〕7（需給契約の成立および契約期間）(1)にかかわらず、当社が電気需給契約のご案内を発送した日または電磁的方法により通知した日とし、これによりがたい場合には、電気需給約款〔高圧〕12（需給契約書の作成）または電気需給約款〔特別高圧〕12（需給契約書の作成）の需給契約書に調印を行なった日

といたします。

- (2) 業務用電化厨房契約約款〔高圧〕，業務用空調システム契約約款〔高圧〕，業務用オール電化契約約款〔高圧〕，業務用蓄熱調整契約約款〔高圧〕，産業用蓄熱調整契約約款〔高圧〕，電化厨房契約約款〔特別高圧〕，空調システム契約約款〔特別高圧〕，蓄熱調整契約A約款〔特別高圧〕，蓄熱調整契約B約款〔特別高圧〕またはオール電化契約要綱の適用を受けるお客さまのこれらにもとづく契約に係る契約期間の始期は，業務用電化厨房契約約款〔高圧〕3（契約期間）(1)，業務用空調システム契約約款〔高圧〕3（契約期間）(1)，業務用オール電化契約約款〔高圧〕3（契約期間）(1)，業務用蓄熱調整契約約款〔高圧〕4（契約期間）(1)，産業用蓄熱調整契約約款〔高圧〕4（契約期間）(1)，電化厨房契約約款〔特別高圧〕3（契約期間）(1)，空調システム契約約款〔特別高圧〕3（契約期間）(1)，蓄熱調整契約A約款〔特別高圧〕4（契約期間）(1)，蓄熱調整契約B約款〔特別高圧〕4（契約期間）(1)またはオール電化契約要綱3（契約期間）(1)にかかわらず，契約の締結日または当社がご案内を発送した日もしくは電磁的方法により通知した日といたします。

4 契約の継続時のお知らせ方法についての取扱い

当社が定める約款等（市場ハイブリッドプラン要綱および市場ハイブリッドプラン要綱〔市場連動100%〕を除きます。）にもとづく需給契約について，契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がないことにより，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続される場合は，電気需給約款〔高圧〕7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロ，業務用電力2型約款〔高圧〕6（契約期間）(2)，業務用季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕6（契約期間）(2)，業務用休日高負荷電力約款〔高圧〕7（契約期間）(2)，業務用休日高負荷電力2型約款〔高圧〕7（契約期間）(2)，高圧電力2型約款〔高圧〕4（契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金その他の供給条件）(4)ロもしくは5（契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧電力A2型〕）(4)ロ，高圧季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕4（契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金

その他の供給条件) (4)ロもしくは5 (契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧季節別時間帯別電力A 2型〕) (4)ロ, 高圧休日高負荷電力約款〔高圧〕4 (契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金その他の供給条件) (5)ロもしくは5 (契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧休日高負荷電力A〕) (5)ロ, 高圧休日高負荷電力2型約款〔高圧〕4 (契約電力が500キロワット以上となるお客さまの料金その他の供給条件) (5)ロもしくは5 (契約電力が500キロワット未満となるお客さまの料金その他の供給条件〔高圧休日高負荷電力A 2型〕) (5)ロ, 業務用電化厨房契約約款〔高圧〕3 (契約期間) (2), 業務用空調システム契約約款〔高圧〕3 (契約期間) (2), 業務用オール電化契約約款〔高圧〕3 (契約期間) (2), 業務用蓄熱調整契約約款〔高圧〕4 (契約期間) (2), 産業用蓄熱調整契約約款〔高圧〕4 (契約期間) (2), 蓄熱調整契約〔L S〕約款4 (契約期間) (2), 電化厨房契約〔L S〕約款3 (契約期間) (2), オール電化契約〔L S〕約款3 (契約期間) (2), オール電化契約〔P S〕約款3 (契約期間) (2), 電気需給約款〔特別高圧〕7 (需給契約の成立および契約期間) (2)ロ, 休日高稼働契約A約款〔特別高圧〕3 (契約期間) (2), 休日高稼働契約B約款〔特別高圧〕3 (契約期間) (2), 電化厨房契約約款〔特別高圧〕3 (契約期間) (2), 空調システム契約約款〔特別高圧〕3 (契約期間) (2), 蓄熱調整契約A約款〔特別高圧〕4 (契約期間) (2), 蓄熱調整契約B約款〔特別高圧〕4 (契約期間) (2), オール電化契約要綱3 (契約期間) (2), 蓄熱調整契約〔P S〕約款4 (契約期間) (2)または電化厨房契約〔P S〕約款3 (契約期間) (2)にかかわらず, 当社は, 原則として継続後の契約期間のみを電磁的方法または書面によりお客さまにお知らせいたします。

5 そ の 他

その他の事項については, 当社が定める約款等に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この供給条件は、2023年10月1日から実施いたします。